

2016 年度総則

第1条 契約、契約当事者、および年齢制限

登録お申込みの際は、メインパンフレットに添付されている申込書および www.eurocentres.com に必要事項を記入のうえ、ユーロセンター本部か提携機関へお送りください。姓名は旅券（パスポートまたは身分証明書）に記載されているものと同じでなければなりません。ユーロセンター本部（Foundation for Language and Educational Centres, Seestrasse 247, CH-8038 Zurich Switzerland）による登録の確認書が発行された時点で、法的な契約が締結されたとみなされます。ユーロセンターのコースは16歳以上が対象です（コース開始前に16歳の誕生日を迎えていること）。但しシドニー、メルボルン、スの各校は18歳以上が対象です（コース開始前に18歳の誕生日を迎えていること）。

コース参加者が登録時点（登録日）で18歳以上の場合は本人が契約当事者となり、18歳未満の場合その親権者が契約当事者となります。これは、コース参加者の国籍のある自国法に基づきます。18歳未満の方の申込書には、親権者の署名又は、捺印、連絡先（現住所）の記入が必要となります。これは、コース参加者および親権者の居住国、またはコース開講国が18歳を成人と認めていない場合においても同様とします。オーストラリアでコースを受ける18歳未満の方には特別規定があります。申し込み前に、ユーロセンターのアドバイザーから「Supplementary information concerning Australia」を入手するか、www.eurocentres.com をご参照ください。

コース開催国によりコース参加者が21歳以下の場合、親権者によるコース参加への同意が求められます。これはコース開催国の法によります。

本契約は、ユーロセンターコースに参加される方、および参加の意志を持つ方を対象としています（以下コース参加者と呼びます）。

特典等は登録時のみの受け付けとなり、コース申込確定書面の発効後は対象外となります。

第2条 登録の記載

契約当事者およびコース参加者は、コース申込書の記入にあたり、正確な記載を求められます。記載内容が事実と反する場合、ユーロセンターはコース参加をお断りする権利を有します（例：初心者レベルの人が、初心者設定のないコース開始日に入学登録する等）。この場合、既にお支払い頂いた費用は一切返金いたしません。日割返金もしませんので、ご注意ください。ご自分のレベルを確認なさりたい方は、レベル判定テストをご用意しておりますのでご相談ください（ユーロセンターのウェブサイト www.eurocentres.com からのご確認いただけます）。

第3条 学費・滞在費のお支払い

コース参加お申込お一人あたり頭金（USD 475/CHF 500/EUR 330/GBP 285/JPY 50000/AUD 555/CAD 500）と ELVIA 旅行保険及びセキュリティ・パックのお支払いが確認できた時点でコース登録の確認書を発行致します。学費・滞在費の残高のお支払い期限は、コース開始6週間前までとなります。

コース開始6週間前を過ぎてからのお申込みは全額の即時払いを条件といたします。お支払いは、「コース費用請求書」にて、ユーロセンターが指定した口座に入金が確認された時点で有効となります。電話、ファクスまたはeメールでのお申込みの場合、確認書が発行してから10日後にクレジットカードに頭金が請求されます。残高は、コース開始6週間前に請求されます。

第4条 お支払いの延滞

期日までにお支払いがない場合、ユーロセンターはコースへのご参加を認める義務を負いません。支払遅滞に伴う一切の責任は契約当事者に帰します。第10条に従い、ユーロセンターは損害を請求することがあります。

第5条 コース料金支払い証明書の持参

コース参加者はコース開始の当日、学費・滞在費などの支払がなされていることを証明する書類（領収証、送金確認書など）の提示を求められることがあります。提示できない場合ユーロセンターはコース、滞在を認めないことがあります。

第6条 入学金

全てのお申し込み際に入学金が請求され、これは理由の如何を問わず返金いたしません。請求書や確認書、このパンフレットの各学校のページ、または www.eurocentres.com にて正確な価格が表示されています。

第7条 変更料

コース開始前、または後に、学校・コース・コース開始日・滞在方法などの変更が生じた場合、ユーロセンターの同意が求められます。変更が認証された場合、下記変更料を申し受けます：USD 80/CHF 100/EUR 75/GBP 50/JPY 9000/AUD 125/CAD 110。ランゲージイヤー/セメスターの変更については下記変更料を申し受けます：USD 230/CHF 300/EUR 200/GBP 145/JPY 27000/AUD 370/CAD 330。変更のお申し出は書面にてご提出頂き、書面の受領・確認をもって変更依頼の受付となります。またコース開始前におけるコースの延長（開始日・学校・滞在方法の変更を伴わないもの）に関しては変更料はいただきません。変更依頼の書面の受領・確認が、コース開始日の14日前を過ぎている場合、またはコース開始後は、変更料以外に費用がかかってくる場合もあります（第10条参照）。コース開始後に期間延長する場合は、新規のお申し込みとして取り扱われます。4週間以上のスペシャルコースの場合、4週間毎に一回を限度として、コース期間中に午後の専攻科目を変更することが可能です。如何なる場合でも学校による変更の同意が必要となります。

第 8 条 パスポートとビザ

多くの国でパスポート及びビザ取得を取得する必要があります。ユーロセンターは基本的な助言のみを行い、必要な情報収集及び手続きは参加者自身が行うものとします。

第 9 条 コース参加者の義務

コース修了認定には一定以上の出席率と授業への積極的な参加が求められます。コース参加者は、授業に積極的に参加し、遅刻をしないことが求められます。遅刻や欠席が頻発した場合、および諸規則や法律違反、入国やビザ取得のトラブルが認められた場合、あるいは他の学生の学習の妨害となる行いがあった場合は、ユーロセンターは該当者を除籍する権利を有します。その場合、理由の如何を問わず既納のコース費用の返金は一切いたしません。

第 10 条 コース開始前の参加取り消し

契約当事者は、コース開始前に書面により参加を取り消すことができます。ユーロセンターが該当書面をコース開始日の 14 日前までに受領・確認した場合、入学金および滞在先手配料、ELVIA キャンセルと帰国費用を除く、全ての費用を返金いたします。これ以降の場合は、コース開始日直前の木曜日午後 5 時（中央ヨーロッパ時間）までにユーロセンターが書面受領・確認した場合は、入学金および滞在先手配料、ELVIA 保険料、1 週間または 2 週間分（キャンセル受領、確認の日付による）の学費と滞在先を除く金額を返金いたします。参加取り消しの申し込みが届いてから 4 週間以内に返金いたします。学生寮、ホテル、アパート滞在先の場合は、それぞれの滞在先施設の規約に従います。＜注＞オーストラリアでの各コースに学生ビザを取得して参加する場合には別途規約がございます。申し込み前に、ユーロセンターのアドバイザーから「Supplementary information concerning Australia」を入手するか、www.eurocentres.comをご参照ください。参加取り消しはユーロセンターが該当書面を受領・確認した時点で認められます。通知が土曜日、日曜日の場合、またはチューリッヒおよびロンドンの祝日の場合、翌営業日の受領・確認となります。E メールまたは Fax 等での通知の場合も同様です。

第 11 条 コース開始後の未到着及び途中離校、それに伴うコースの未受講

コース開始日に参加者の到着が間に合わなかった場合、及びコース途中の離校、それに伴うコースの未受講に関しては、理由の如何を問わず既納のコース費用の返金は一切いたしません。＜注＞オーストラリアでの各コースに学生ビザを取得して参加する場合には別途規約がございます。申し込み前に、ユーロセンターのアドバイザーから「Supplementary information concerning Australia」を入手するか、www.eurocentres.comをご参照ください。

第 12 条 コース開始後の滞在先の変更及び取り消し

滞在先の変更、または取り消しを希望する場合は、変更・取り消しを希望する土曜日から起算して、2 週間以上前に書面による通知・確認が必要です。この場合、変更料を申し受けます（USD 80/CHF 100/EUR 75/GBP 50/JPY 9000/AUD 125/NZD 135/CAD 110）。取り消しの際は、取り消し以降分に既納されている滞在先費から、変更料を差し引いた金額が返金されます。規定の期日（書面による通知退去日）より以前に滞在先を出ても、取り消し日までの滞在先費用全額をお支払いいただきます。学生寮、ホテル、アパート滞在先の場合は、それぞれの滞在先施設の規約に従います。

第 13 条 苦情と責任

コース参加者は、学校スタッフもしくはスイス本部に対して書面にて苦情を申し立てることができます。ただし、ユーロセンター以外の第三者から提供されたサービスについては責任を負いません。ユーロセンターが適切な期間内に事態を改善できない場合、コース参加者は自身の判断で離校することができます。ユーロセンターは契約の保証する範囲において領収証にもとづいて返金をします。返金請求の書面は、離校から 4 週間以内に書留にてスイス本部に送られるものとします。この期間以降、法による全ての苦情はその権利を有せず、ユーロセンターは如何なる申し立てにも応じません。ユーロセンターは、総則と制定法規定に従い、過失の場合を除き自身のサービスに責任を負います。パッケージ商品の場合、個人の怪我以外に生じた苦情における責任はパッケージ料金の 2 倍を限度とします。責任は即座の損害に限ります。ユーロセンターは、カメラやビデオカメラ類、携帯電話、クレジットカード、現金などの貴重品の紛失、誤用、破損等に対し責任を負いません。また、失われた休暇の時間や、挫折経験などにも責任を負いません。ユーロセンターは介入する第三者によるサービスの不足、不在に対して責任を負いません。この法的規約はいかなる非契約上の申し立てにも適用します。この総則はいかなる責任制限や例外の事態においてもその法的規約より優先されます。

第 14 条 保険

ユーロセンターにお申し込みの際には、ELVIA 旅行保険（コースキャンセルと帰国費用を補償）、ELVIA セキュリティ・バック（医療費、旅行荷持保険）、各種旅行保険への加入をお勧めします。保険料はコース料金に含まれず、返金不可の別途費用がかかります。保険への加入に伴って、持病のある方は医師による英文の診断書、処方箋などをお持ちください。コースキャンセル、旅費保険の掛け金は返金不可。

第 15 条 最低参加人数と公休日

コース申し込みが、コース開講に必要な 6 名に満たない場合（クスコは 4 名）、ユーロセンターはコース開始 3 週間前までにその旨を契約当事者及びコース参加者に知らせます。これに伴う代替コースをご提供できない場合は、既納のコース費用を返金し、その後は一切の責務を持たないものといたします。コースを受講する国や地域の祝祭日には学校は休みとなります。授業料の補償また返金は一切行いません。

第 16 条 料金、日程、プログラムの変更

ユーロセンターは、コース参加者に対して「コース登録確認証」が発行される以前であれば、総合案内（料金表を含む）、インターネット、その他出版物などに掲載されているコース内容において、料金、日程、プログラムなどの変更を行う権利を有します。登録確認証が発行された後でも、コースに多大なる影響を与えない限りは、内容を変更する場合があります。主要サービスに大きな変更があり、その内容に納得がいかない場合は、契約当事者は、コース参加の取り消し、または代替のコースに変更する権利を有します。コース内容に変更がある場合は、ユーロセンターは直ちに契約当事者に報告し、契約当事者は変更連絡を受けた後、早急にユーロセンターに対し参加コースの変更、取り消しを申し出る義務があります。ユーロセンターは、契約締結後、コース開始3週間前までに、次の理由に伴いその料金を適切に上げる権利を有します。輸送コストの上昇、サービス料金の値上げ、為替レートの変動、公的価格の上昇、公的料金の増大、導入など。10パーセント以上の料金上昇の場合、契約当事者は、主要サービスの一部に大きな変更があった場合と同様の権利を有します。予測できない、または避けられない理由により、語学コース中のプログラムまたはサービスが変更することがありますが、プログラムの内容はほぼ変更いたしません。ユーロセンターは、生徒の語学能力によるクラスの配置、再配置及び学校の正しい運営に必要とされる、その他の措置を実行する絶対的な権利を保持します。

第 17 条 個人情報保護

ユーロセンターでは、パンフレット請求、お問い合わせ、コース申し込みの場合のみ、当事者の個人情報を記録します。この情報は、ユーロセンター内のデータとして保管され、第三者に渡ることはありません。ただし、以下の手配を進める際には個人情報が第三者に通知されます。

- －宿泊先の手配（例：滞在先家庭・寮・ホテル）
 - －ユーロセンターとの提携によるコース、その他のサービス手配（例：提携校・保険会社・大学・ワークエクスペリエンス先の企業等）
- ユーロセンター以外の提携コースは、その旨をパンフレットと登録確認書に明記しています。
- －パンフレットの送付の際（早急にお届けする為に請求者のお住まいの地域にある提携機関よりお送りすることがあります）
 - －法令上必要な機関への報告（例：移民局等）

頂いた個人情報はチューリッヒにあるユーロセンター本部にて管理され、ユーロセンターの最新情報をご連絡させていただくことがございます。このサービスが不要である場合はその旨をご連絡ください。

第 18 条 消費者保護

この総則により、当事者はその居住国、または研修を受ける学校の所在する国での法令に沿って、法的手段を施行する権利を保持します。問題が生じた際には、ユーロセンター、またはその提携校・企業からの賠償に限らず、この権利を主張できます。

第 19 条 契約当事者の保証

この契約は、第1条に明記されている契約当事者とスイス教育財団ユーロセンター（Stiftung für Sprach- und Bildungszentren (Foundation for Language and Educational Centres), Seestrasse 247, 8038 Zurich/Switzerland) によって締結されたものとしします。

第 20 条 法律

本契約にはスイスの法律が適用されます。契約者双方はスイスのチューリッヒを第1審の専属合意管轄裁判所の裁判地とすることに同意することを意味しますが、この総則によって、当事者が基本的な法的権利を制約される、というものではありません。

詳しくは、ユーロセンター予約オフィスまでお問い合わせください。
電話+ 44 (0) 2079638450 または+ 41 (0) 444855040

写真：

Gert Coester, Jason Read, Shutterstock, Lausanne Tourisme, ユーロセンターのパートナー校